



福岡医発第640号(地)
平成18年 6月15日

各 医 師 会 長 殿



福岡県医師
会長 横倉 義一



知的障害者入所施設の入所者に対する医療の給付に係る
公費負担の廃止について

標記公費負担（法別番号53）について、障害者自立支援法の施行により平成18年3月31日をもって廃止された旨、福岡県保健福祉部障害者福祉課より通知がありました。

これに伴い、知的障害者入所施設から発行された公費負担番号が「53」、受給者番号が「701～899」で始まる受診券は使用できませんのでご留意下さい。

ただし、法別番号53のうち児童福祉施設についての受診券は引き続き使用できます。（公費負担番号「53」、受給者（児童（者））番号「001～700、901～999」で始まる受診券）

つきましては、本件につきまして会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今後、知的障害のある方が利用できる他の医療サービスについては、「障害者自立支援医療～精神通院医療（法別番号21）」、「福岡県重度心身障害者医療費（法別番号80）」等になります。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



1 7 障 第 4 3 8 7 号
平成 1 8 年 3 月 1 4 日

(社) 福 岡 県 医 師 会 長 殿

福岡県保健福祉部障害者福祉課
(施 設 福 祉 係)



知的障害者入所施設の入所者に対する医療の給付に係る
公費負担の廃止について (通知)

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添資料 1 のとおり厚生労働省から通知があり、標記公費負担 (法別番号 5 3) については、障害者自立支援法の施行により平成 1 8 年 3 月 3 1 日をもって廃止されることとなりました。よって、知的障害者入所施設から発行された公費負担番号が「5 3」、受給者番号が「7 0 1 ~ 8 9 9」で始まる受診券は使用できません。ただし、法別番号 5 3 のうち児童福祉施設についての受診券については、引き続き使用することができます。(公費負担番号「5 3」、受給者 (児童 (者)) 番号「0 0 1 ~ 7 0 0、9 0 1 ~ 9 9 9」で始まる受診券)

つきましては、これに係る事務処理等に当たって遺漏のないよう、貴会会員等へ周知徹底していただきますようお願い申し上げます。

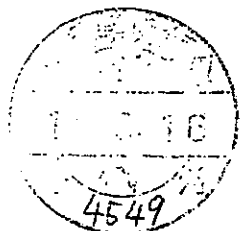
なお、今後、知的障害のある方が利用できる他の医療サービスについては、「障害者自立支援医療～精神通院医療 (法別番号 2 1)」、「福岡県重度心身障害者医療費 (法別番号 8 0)」等があります。このことについては、別添資料 2 のとおり、各市町村および関係施設に通知したことを申し添えます。

福岡県保健福祉部障害者福祉課

施設福祉係 篠 原

TEL : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 2 6 4

FAX : 0 9 2 - 6 4 3 - 3 3 0 4





障障発第0307001号

平成18年3月7日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿

中核市

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部障害福祉課長



知的障害者入所施設の入所者に対する医療の給付に係る公費負担の廃止について

知的障害者入所施設の入所者に対する医療の給付については、これまで「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金交付要綱」に基づき行ってきたところであるが、平成18年3月31日をもって、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する福祉施設（以下「知的障害者入所施設」という。）の入所者に対する医療の給付に係る公費負担を廃止することとしたので、次の事項に留意のうえ、貴管内市（区）町村長及び審査支払機関等関係機関との連絡調整を図り、その事務が円滑に進められるよう配慮願いたい。

1 診療（調剤）報酬の審査及び支払事務の委託契約について

現在、各自治体において社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）と締結している診療（調剤）報酬の審査及び支払事務に係る委託契約については、平成18年4月以降、知的障害者入所施設の入所者に対する医療の給付に係る公費負担の廃止に伴い、契約内容の修正が必要となるので、契約書の改定等所要の措置を講ずること。

2 再審査請求、過誤請求等により生じる精算事務の取扱いについて

知的障害者入所施設の入所者に対する医療の給付に係る公費負担の廃止に伴い、平成18年3月診療分をもって、支払基金及び連合会から市町村に対する医療費請求は



終了することから、平成18年4月診療分以降の医療費支払い事務は原則として発生しないことになる。

ただし、再審査請求、過誤請求等を理由とした医療費の精算が今後も発生することが考えられるため、各都道府県においては、現在設定している管内市町村の公費負担番号を当分の間廃止しないこと。

なお、指定都市において、医療費の精算の必要が生じた場合には、障害児措置施設入所児童に係る医療費の公費負担制度が継続することから、従来行われてきた支払額と請求額との相殺による処理が引き続き可能であるが、市町村及び中核市においては、従来の相殺処理に代えて、納付書を用いた現金払い等による精算方法をとることになるので留意すること。

「公印省略」



17障第3686号
平成18年1月23日

各 市 町 村 長 殿
(障害福祉主管課・公費負担医療主管課)

福岡県保健福祉部障害者福祉課長
(施設福祉係)
(企画管理係)
(精神保健福祉係)

知的障害者入所施設の入所者に係る医療費の取扱いについて（通知）

このことについて、別添のとおり、福岡県内（両政令市含む）の知的障害者入所施設長へ通知しておりますので、施設からの問い合わせに対する対応等よろしく願いいたします。

なお、他県の施設については通知しておりませんので、他県の施設に入所している方については、各市町村にて周知していただきますようお願いいたします。

「公印省略」



17障第3686号
平成18年1月23日

各知的障害者入所施設長 殿

福岡県保健福祉部障害者福祉課長
(施設福祉係)
(企画管理係)
(精神保健福祉係)

知的障害者入所施設の入所者に係る医療費の取り扱いについて（通知）

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記医療費については、障害者自立支援法の施行により平成18年4月1日から廃止されます。よって、貴施設より発行している公費負担者番号が「53」、受給者（入所者）番号が「701～899」で始まる受診券は使用できませんので、必ず廃棄し、平成18年4月1日以降医療機関へ受診する際は、医療機関窓口にてその旨お伝えいただきますようお願い申し上げます。

ただし、受診券の番号を控えている台帳等は、当課より照会をさせていただく可能性がありますので、3年程度保存しておいてください。

また、知的障害のある方が利用できる他の医療サービスについては、別紙のとおりでありますので、該当となる方にあっては、本年4月1日までに市町村に申請を行うよう指導等をお願いいたします。

なお、他の医療サービスを受けるためには、医療保険の加入が条件となっており、4月以降、医療保険未加入者は、医療費の全額を負担することとなりますので、現在、医療保険未加入の入所者に対しては保険への加入の働きかけを併せてよろしくお願いいたします。

— お問い合わせ先 —

福岡県保健福祉部障害者福祉課
TEL：092-651-1111（代表）
FAX：092-643-3304
施設医療・・・施設福祉係 篠原（内線3108）
重度心身障害者医療・・・企画管理係 藤谷
（内線3103）
精神障害者通院医療・・・精神保健福祉係 佐竹
（内線3110）

〔障害者自立支援医療制度～精神障害者通院医療～〕

1. 概要

精神障害者が通院により治療を行う場合の費用の一部を公費負担する制度。

2. 対象者

精神障害者（統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、※知的障害、精神病質その他精神疾患を有するもの。）

※精神症状を伴う知的障害、てんかん等が当該制度の対象となるかについては、主治医に御相談下さい。

3. 費用負担

原則医療費の1割。ただし、所得に応じた負担の上限額設定。

4. 申請窓口

市町村担当課

（所得確認が必要となるため、住民票のある市町村が望ましい。）

5. 助成方法

医療費は原則として現物給付

〔福岡県重度心身障害者医療費支給制度〕

1. 概要

重度の身体障害者・知的障害者が医療機関で要する医療費の自己負担部分を支給する制度。この制度は、国の制度ではなく、地方自治体の事業として実施しているため、他の公費医療がある場合は、他の公費医療を優先して適用すること。

2. 対象者

3歳以上の医療保険に加入してしている者で、

①知的障害IQ35以下 ②身障手帳1, 2級所持者 ③IQ36以上IQ50以下で身障手帳3級所持者のいずれかに該当する者。（療育手帳A所持者であれば該当）

ただし、65才以上の者については、老人保健法第25条1項各号に規定された者に限る（老人医療該当者）。

3. 費用負担

初診料、往診料の自己負担相当額は助成対象外です。

4. 申請窓口

市町村担当課

原則として住民票の所在地であるが、施設に入所して住民票を施設所在地の市町村へ移していれば、入所決定の際の援護の実施市町村へ申請を行うこと。（他県から入所している者についてはこのとおりでないことがあるため、援護の実施市町村へ相談すること。）

5. 助成方法

医療費は原則として現物給付となるが、他県の医療機関で診療を行った場合や他の公費を併用（育成医療、更生医療、精神障害者通院医療等）している場合は、市町村窓口にて償還払い。

※精神障害者通院医療は、重度心身障害者医療費支給制度に優先しますので、該当になる可能性がある場合は、まず、精神障害者通院医療の申請を行った上で、障害者医療の適用を受けてください。